

○小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

平成元年

条例第17号

改正 平成12年条例第34号

平成12年条例第39号

平成12年条例第48号

平成14年条例第18号

平成15年条例第16号

平成17年条例第5号

平成18年条例第31号

平成19年条例第14号

平成20年条例第1号

平成21年条例第14号

平成23年条例第16号

平成26年条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までの者又は20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。)の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する(その児童と同居

して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であつて、父母、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父又は母が監護しない第2項各号に掲げる児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、小平市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるもの又はこれに準ずるもので規則で定めるものとする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 規則で定める施設に入所している者
- (3) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

(他の制度による助成との調整)

第3条の2 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)、小平市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年条例第19号)又は小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第14号)により医療費の助成を受けている者は、この条例による助成を受けることができない。

(所得の制限)

第4条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあつた翌々年の1月1日から1年間は対象としない。

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)

の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするもの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（医療証の交付）

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及

び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）を助成する。

3 前2項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療費の助成）

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（一部負担金等相当額等の支払方法）

第7条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、一部負担金等相当額を、高齢者の医療の確保に関する法律第67条及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者で第6条第2項の規定による助成を受けるものは、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

（届出義務）

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によっ

て生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

（譲渡又は担保の禁止）

第9条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

（助成費の返還等）

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
- (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成元年12月20日・平成元年条例第17号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日・平成12年条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成13年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月1日・平成12年条例第39号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月22日・平成12年条例第48号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日・平成14年条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成14年10月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成15年9月30日・平成15年条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条第1項第1号の規定は、平成16年1月1日以後の所得の制限から適用し、同日前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月23日・平成17年条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日・平成18年条例第31号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成18年10月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年6月29日・平成19年条例第14号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月29日・平成20年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年6月11日・平成21年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年11月29日・平成23年条例第16号) 抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月27日・平成26年条例第9号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則

平成元年

規則第30号

改正 平成2年規則第11号

平成3年規則第31号

平成4年規則第30号

平成5年規則第39号

平成6年規則第20号

平成6年規則第35号

平成7年規則第31号

平成8年規則第27号

平成9年規則第22号

平成9年規則第30号

平成10年規則第17号

平成10年規則第39号

平成10年規則第44号

平成11年規則第12号

平成11年規則第23号

平成11年規則第58号

平成12年規則第48号

平成12年規則第64号

平成13年規則第29号

平成14年規則第40号

平成15年規則第31号

平成17年規則第45号

平成18年規則第9号

平成18年規則第44号

平成20年規則第8号

平成20年規則第38号

平成20年規則第48号

平成24年規則第34号

平成24年規則第46号

平成25年規則第42号

平成26年規則第24号

平成26年規則第33号

平成27年規則第68号

平成28年規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態)

第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表1のとおりとする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第4条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が第5条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 父又は母の配偶者（第5条に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているとき。

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第5条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表2のとおりとする。

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第6条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受け、又は母が同項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

（条例第3条第1項の規則で定める法令）

第7条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（条例第3条第1項の規則で定める対象者）

第8条 条例第3条第1項に規定する規則で定める対象者は、健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定に基づくその者の被扶養者であって、前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができない者とする。

（条例第3条第2項第2号の規則で定める施設）

第9条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する対象者及び対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に、児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

（条例第4条第1項の規則で定める額）

第10条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表3のとおりとし、次の各号に掲げる児童の養育者

にあつては別表4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第6条第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第6条第4号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第6条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第1号ただし書の規定によりひとり親等（父又は母に限る。以下この項において同じ。）が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該ひとり親等の監護する児童が母又は父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）とする。

3 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表5のとおりとする。

（条例第4条第1項の所得の範囲）

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及び条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第1項において同じ。）に係る所得とする。

（条例第4条第1項の所得の額の計算方法）

第12条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35

条第1項に規定する短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。）については、27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第13条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害補償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日まで、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しない

ものとする。

(条例第5条の医療証の交付申請)

第14条 条例第5条の規定による申請は、医療証交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) 認定調書(別記様式第2号)
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 世帯の全員の住民票の写し
- (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類
- (6) ひとり親等及び扶養義務者等の前年度の課税の状況を証する書類
- (7) 養育費等に関する申告書(別記様式第2号の2)

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号まで及び第7号の書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは医療証(別記様式第3号)を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは医療証交付申請却下決定通知書(別記様式第4号)により通知する。

(条例第6条第1項の規則で定める額)

第14条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める額は、同項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の法に規定する後期高齢者医療の被保険者が法の規定により負担すべき額(入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下単に「食事療養標準負担額」という。))又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額(以下単に「生活療養標準負担額」という。))を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項又は第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第1項各号又は第2項各号に定める者の区分にかかわらず4万4,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第3項各号に定

める者の区分にかかわらず1万2,000円とする。

(条例第6条第2項の規則で定める者)

第15条 条例第6条第2項の規則で定める者は、ひとり親等又は扶養義務者等で、当該年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されないもの又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたもの(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)とする。

(一部負担金の減免)

第16条 市長は、法第69条第1項の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第33条第1項に規定する事由に該当する者について条例第6条第1項に規定する一部負担金等相当額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。)を減免することができる。この場合において、減額又は免除を受けようとする者は、一部負担金減免申請書(別記様式第5号)に当該事由に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請者が前項に規定する要件に該当すると認めるときは一部負担金減免証明書(別記様式第6号。以下「減免証明書」という。)を当該申請者に交付し、前項に規定する要件に該当しないと認めるときは一部負担金減免不承認通知書(別記様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により減免証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際、減免証明書を提示しなければならない。

(医療証の有効期限)

第17条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

(医療証の返還)

第18条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第19条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書(別記様式第8号)により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の規定による申請は、その医療証を添えて行わなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速や

かに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(条例第7条第2項に規定する方法による助成)

第20条 条例第7条第2項の特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
- (2) 法第84条第1項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者に支払った額から第14条の2に定める額を控除した額を支給するとき。
- (3) 前2号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めるとき。

2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、医療費助成金支給申請書(別記様式第9号)により市長に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。

- (1) 第1項第1号に規定する事由に該当するとき(市が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合を除く。)。同号の療養費又は家族療養費の支給を証する書類
- (2) 第1項第2号に規定する事由に該当するとき。当該事由に該当することを確認できる書類

(条例第8条の規定による届出)

第21条 条例第8条第1項の規定による届出は、申請事項変更届(住所・扶養義務者変更)(別記様式第10号)、申請事項変更届(保険変更)(別記様式第10号の2)又は申請事項消滅届(別記様式第10号の3)に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、現況届(別記様式第11号)に認定調書並びにひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類、今年度の課税の状況を証する書類及び養育費等に関する申告書を添えて行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、課税の状況を証する書類以外の書類の添付を省略することができる。

3 条例第8条第3項の規定による届出は、第三者行為による傷病届(別記様式第11号の2)により行わなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第22条 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなつたと認めると

きは、医療費助成受給資格消滅通知書（別記様式第12号）により当該対象者であった者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第23条 条例第9条の2第1項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭医療費助成制度に係る債権譲渡について（別記様式第13号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第9条の2第2項の規定による通知は、債権譲渡通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

（添付書類の省略）

第24条 市長は、申請又は届出の際に申請人等がこの規則の規定により添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

附 則（平成元年12月20日・平成元年規則第30号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年12月25日・平成2年規則第11号）

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年12月25日・平成3年規則第31号）

1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

2 平成3年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成4年11月2日・平成4年規則第30号）

1 この規則は、平成5年1月1日から施行する。

2 平成4年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成5年12月28日・平成5年規則第39号）

1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。

2 平成5年12月31日以前の所得の制限については、なお、従前の例による。

附 則（平成6年3月29日・平成6年規則第20号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第12条の規定は、平成6年分以後の所得に係る額の計算方法から適用し、平成5年分の所得に係る額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成6年12月27日・平成6年規則第35号）

- 1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 平成6年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成7年12月25日・平成7年規則第31号）

- 1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 平成7年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成8年11月15日・平成8年規則第27号）

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 平成8年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成9年6月16日・平成9年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第7条の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年12月26日・平成9年規則第30号）

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 平成9年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月27日・平成10年規則第17号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月18日・平成10年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第6条の規定は、平成10年8月1日から適用する。

附 則（平成10年12月24日・平成10年規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成10年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月5日・平成11年規則第12号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日・平成11年規則第23号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月10日・平成11年規則第58号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日・平成12年規則第48号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成12年12月25日・平成12年規則第64号)

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月26日・平成13年規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第12条第2項の規定は、平成14年1月1日以後の所得に係る控除の計算から適用し、同日前の所得に係る控除の計算については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別記様式第1号及び別記様式第11号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成14年9月30日・平成14年規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定、第14条の次に1条を加える改正規定、第16条第1項の改正規定及び第20条第1項第2号の改正規定は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第12条第2項及び別表3の規定は、平成15年1月1日以後の所得に係る控除の計算及び所得の制限から適用し、同日前の所得に係る控除の計算及び所得の制限については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別記様式第1号及び別記様式第11号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成15年9月30日・平成15年規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第10条第2項、第11条及び第12条第1項の規定は、平成16年1月1日以後の所得の制限から適用し、同日前の所得の制限については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別記様式第1号、別記様式第2号の2及び別記様式第11号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年3月31日・平成17年規則第45号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日・平成18年規則第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第9条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日・平成18年規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第12条第1項及び別記様式第1号の改正規定は平成19年1月1日から、第12条第2項及び別記様式第11号の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第9条の規定は、平成18年10月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則第12条の規定は、平成19年1月1日以後の年分の所得の額の計算方法について適用し、同日前の年分の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関

する条例施行規則別記様式第3号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年2月29日・平成20年規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、別記様式第9号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月25日・平成20年規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式第11号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年12月25日・平成20年規則第48号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成24年8月22日・平成24年規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表3の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表3の規定は、平成25年1月1日以後の所得の制限の額について適用し、同日前の所得の制限の額については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式第1号及び別記様式第2号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成24年12月27日・平成24年規則第46号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日・平成25年規則第42号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年6月27日・平成26年規則第24号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規

則の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月7日・平成26年規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年12月31日以前に行われる療養に係る医療費の助成についてのこの規則による改正後の小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（以下この項及び次項において「改正後の規則」という。）第11条及び第12条第1項の規定の適用については、改正後の規則第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、改正後の規則第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 3 平成28年1月1日から同年12月31日までの間に行われる療養に係る医療費の助成についての改正後の規則第11条及び第12条第1項の規定の適用については、改正後の規則第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、改正後の規則第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則（平成27年12月28日・平成27年規則第68号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式第1号による用紙で現に残存す

るものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月25日・平成28年規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

- (1) 両眼の視力の和が0.08以下のもの
 - (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - (3) 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - (4) そしゃくの機能を欠くもの
 - (5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - (6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - (7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - (8) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (9) 一上肢のすべての指を欠くもの
 - (10) 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - (11) 両下肢のすべての指を欠くもの
 - (12) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (13) 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - (16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - (17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表2（第5条関係）

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの

- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表3（第10条第1項関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円をその額に加算した額）

別表4（第10条第1項関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円

1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表5 (第10条第2項関係)

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき、380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別記様式第1号 (第14条関係)



ひとり親家庭医療費助成制度医療証交付申請書

受付印

小平市長 殿
次のとおり、ひとり親家庭医療費助成制度の医療証の交付を申請します。
所得状況調査等の権限を小平市長に委任します。

年 月 日

①

フリガナ氏名	性別	男・女	生年月日	年 月 日
住所			電話 ()	個人番号
勤務先名			電話 ()	配偶者 有・無

②

フリガナ氏名	続柄	性別	生年月日	申請者との状況	他の医療費助成の状況	障害・その他
		男・女	年 月 日	同居・別居	乳・子・障	年 月 日
		男・女	年 月 日	同居・別居	乳・子・障	年 月 日
		男・女	年 月 日	同居・別居	乳・子・障	年 月 日
		男・女	年 月 日	同居・別居	乳・子・障	年 月 日
		男・女	年 月 日	同居・別居	乳・子・障	年 月 日
		男・女	年 月 日	同居・別居	乳・子・障	年 月 日

③他の手当の受給状況

生活保護 (受給・非受給・申請中)	児童扶養手当 (受給・非受給・申請中)	児童育成手当 (受給・非受給・申請中)	④児童に障害があるとき	氏名
				障害状況

記号	番号
申請者本人・その他	
⑤加入保険者	氏名 ()
その他 の場合	続柄 ()
保険者番号	
保険の状況	国民健康保険 健康保険組合 共済組合 全国健康保険協会
⑥受給事由	ア 離婚 イ 死亡 ウ 障害 エ 生死不明 オ 遺棄 カ 保護命令 キ 拘禁 ク 未婚の女子の子 ケ かどうか不明 コ 父母死亡 サ その他 ()

別記様式第2号(第14条関係)

(1)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書⑥の欄ア離婚に該当する養育者の場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解消理由	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
小平市長 殿

住所
氏名 ⑥

※記名押印に代えて、署名することができます。

(2)
ひとり親家庭等認定調書
(申請書⑥の欄イ死亡に該当する場合)

死亡した児童 の父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
小平市長 殿

住所
氏名



※記名押印に代えて、署名することができます。

(3)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書⑥の欄ウ障害に該当する場合)

障害の状態にある 児童の父又は母の氏名	
障 害 名	
確 認 方 法	1 障害基礎年金(1級)受給 (証書の記号番号) 2 診断書
そ の 他 参 考 事 項	

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1 介護状況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院歴 回延 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
小 平 市 長 殿

住 所
氏 名



※記名押印に代えて、署名することができます。

(4)
ひとり親家庭等認定調書
(申請書⑥の欄エ生死不明に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
小 平 市 長 殿

住 所
氏 名



※記名押印に代えて、署名することができます。

(5)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書⑥の欄才遺棄に該当する場合)

遺棄している児童の父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童との関係	1 実父(母) 2 義父(母) 3 認知した父
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方の状況	1 不明 2 判明 住所 電話番号 ()
子供の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し
仕 送 り	1 無 2 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有 (年 月 警察署届出)
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母がサラ金業者から借金	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無 2 有 (抹消予定 年 月 日)
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

小平市長 殿

住 所

氏 名



※記名押印に代えて、署名することができます。

(6)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書⑥の欄カ保護命令に該当する場合)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令を受けた父又は母の氏名	
保護命令決定日	年 月 日
添付書類	別添 保護命令決定書の写し
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

小平市長 殿

住 所
氏 名



※記名押印に代えて、署名することができます。

(7)
ひとり親家庭等認定調書
(申請書⑥の欄キ拘禁に該当する場合)

拘禁されている児童の父 又は母の氏名	
拘禁期間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添付書類	別添 拘禁証明書
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
小平市長 殿

住 所
氏 名



※記名押印に代えて、署名することができます。

(8)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書⑥の欄ク未婚の女子の子に該当する場合)

父の状況	1 不明 (理由) 2 判明 氏名 住所 妻の有無 1 有 2 無
子供の安否を気遣う 電話、手紙等	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子供の安否を 気遣う訪問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕送りの状況	1 有 (1) 定期的有り(月 万円) (2) 時々有り(1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
認知の予定	1 有 (年 月頃) 2 無 (理由)
生計維持方法等	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

小平市長 殿

住所

氏名



記入上の留意：記入することが困難な事項については、記入する必要はありませんが、
できる限り記入して下さい。

※記名押印に代えて、署名することができます。

(9)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書⑥の欄コ父母死亡及びサその他に該当する場合)

児童の父の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

小平市長 殿

住 所
氏 名



※記名押印に代えて、署名することができます。

別記様式第2号の2(第14条、第21条関係)

(表)

養育費等に関する申告書

※受付年月日 _____ 年 月 日

○ 前々年(現況届の場合は前年の1月から12月までの1年間)に受け取った養育費について、記入要領に従って記入してください。

区 分	受 取 人	養 育 費 の 額	受 取 状 況
	父又は母・児童	円	
	父又は母・児童	円	
	父又は母・児童	円	
	父又は母・児童	円	
	父又は母・児童	円	
合 計	父又は母	円	
	児童	円	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名



注1 上記の※の欄は、担当者が記入するので、記入する必要がありません。

2 記名・押印に代えて署名することができます。

(裏)

養育費等に関する申告書の記入要領

1 この申告書の目的・趣旨

- ・ この申告書は、前々年(現況届の場合は前年)に前配偶者から養育費を受け取っているかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

2 養育費について

- ・ 前配偶者(ひとり親家庭医療費助成の助成対象となっている児童の母又は父。以下同じ。)から前々年(1月から12月までの1年間)に、受給者(父又は母)又は児童が受け取った金品その他の経済的利益(以下「養育費」といいます。)がある場合には、その額を記入して下さい。
- ・ 養育費は、ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第11条により、ひとり親家庭医療費助成制度における所得となりますので、正確に申告して下さい。
- ・ 養育費の合計額の欄に記入した額を、交付申請書(兼現況届)の⑫の欄に記載して下さい。
- ・ 養育費として含まれるのは、具体的には別紙で定めるものです。
- ・ 前配偶者が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入して下さい。また、区分欄には区別できるよう前配偶者の名前等を記入して下さい。前配偶者が1人の場合には、この区分欄は空欄で結構です。
- ・ 受取状況欄には、次の例に従って記入して下さい。

例1 毎月5万円です12ヶ月間受け取っている場合には、「月々5万円、12か月分」と記入して下さい。

例2 4月、8月、12月の3回に、それぞれ1万円、3万円、5万円を受け取っている場合には、「年3回 1万円、3万円、5万円」と記入して下さい。

例3 年1回、受け取っている場合には、「年1回」と記入して下さい。

別記様式第3号(第14条関係)

㊦ 医 療 証		受給者 番号・氏名		備 考		受給者 番号・氏名		備 考	
住 所		負担者番号				負担者番号			
		受給者番号				受給者番号			
氏 名		負担者番号				負担者番号			
有効期間		受給者番号				受給者番号			
年 月 日から 年 月 日まで									
小平市長		負担者番号				負担者番号			
		受給者番号				受給者番号			
交付年月日									
年 月 日									

別記様式第4号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

小平市長

印

ひとり親家庭医療費助成制度
医療証交付申請却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった医療証の交付について審査しましたが、次の理由でひとり親家庭医療費助成制度の対象者とならないので通知します。

1 氏 名

2 却下した理由

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で小平市長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として(訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第5号(第16条関係)

ひとり親家庭医療費助成制度
一部負担金減免申請書

負担者番号								
受給者番号								
受給者	氏名							
	生年月日	年 月 日						
	住所							
傷病名								
発病又は負傷年月日								
申請の理由								

上記のとおり、小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第16条第1項の規定により、一部負担金の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

小平市長 殿

住所
氏名



※記名押印に代えて、署名することができます。

別記様式第6号(第16条関係)

ひとり親家庭医療費助成制度
一部負担金減免証明書

負担者番号							
受給者番号							
受給者	氏名						
	生年月日			年		月	日
	住所						
減額、免除の別	減額(円)、免除						
有効期間	自		年		月		日
	至		年		月		日

上記のとおり、小平市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第16条第2項の規定により、一部負担金を減免し、減免額に相当する額を助成することを証明します。

年 月 日

小平市長 ㊟

別記様式第7号(第16条関係)

第 号
年 月 日

様

小平市長

印

ひとり親家庭医療費助成制度
一部負担金減免不承認通知書

年 月 日付で申請のあった小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第16条の規定による一部負担金の減免について、次の理由で助成をしないことに決定したので通知します。

理 由

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で小平市長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として(訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第8号(第19条関係)

年 月 日

小平市長 殿

住 所

氏 名



⑧ ひとり親家庭医療費助成制度
医療証再交付申請書

次の理由により、ひとり親家庭医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負担者番号								
受給者番号								

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由

- 1 なくした 2 破いた 3 汚した 4 その他

(具体的に書いてください)

※記名押印に代えて、署名することができます。

別記様式第9号(第20条関係)

㊦ ひとり親家庭医療費助成金支給申請書

負担者番号							
受給者番号							
対象者氏名						生年月日	年 月 日
外来・入院の別	1 外来		2 入院				
診療等を受けた期間	年 月 日 から		年 月 日 まで				
病院などの名称所在地	名称 所在地()都道府県()区市町村 他 箇所						
申請の理由	1 都外受診 2 医療証到着前に受診 3 医療証提示忘れ 4 その他()						
支給額は、下記の口座に振り込んでください。							
振込先金融機関	銀行 農協 支店 信用金庫(店番)		1普通	口座番号			
			2当座	口座名義 ※カナで記入			
上記のとおり、ひとり親家庭医療費助成制度の医療費の助成を申請します。							
年 月 日							
小 平 市 長 殿							
住所 氏名 (TEL — — ㊦)							

- (注意) 1 健康保険の適用を受けていない診療については、助成できません。
2 自己負担限度額を超えて負担している場合は、加入の健康保険より高額療養費の支給を受けた後に、この申請を行ってください。

親
 ひとり親家庭医療費助成制度 申請事項変更届
 受付印
 (住所・扶養義務者変更)

小平市長 殿	年 月 日		
	受給者 フリガナ 氏 名 (印) _____ 年 月 日 生		
下記のとおり住所・同居者の変更を届け出ます。			
(新) 住 所	小平市 電話 ()		
旧 住 所	小平市		
18歳以上 (同一住所で別世帯の方を含む同居者)	変更前 1 いない 2 いる 氏 名 続柄 氏 名 続柄 _____ () _____ () _____ () _____ ()		
	変更後 1 いない 2 いる 氏 名 続柄 氏 名 続柄 _____ () _____ () _____ () _____ ()		
	変更年月日		
	年 月 日		
個人番号 記入欄 (扶養義務者用)			
氏 名		個人番号	
氏 名		個人番号	



ひとり親家庭医療費助成制度 申請事項変更届
(保険変更)

受付印

小平市長 殿

次のとおり、ひとり親家庭医療費助成制度の申請事項に変更がありましたので届け出ます。

医療証 番号	負担者番号	8	1	1	3	3	4	年 月 日	
	受給者番号								
受 給 者	フリガナ 氏 名						印	生年月日	年 月 日
	住 所	小平市							
	連 絡 先	電話	()			携帯	()		
新 加 入 保 険	記 号						番 号		
	被保険者	受給者本人 ・ その他					その 他 の 場 合	氏名	-----
		保険者番号						続柄	-----
		保険者名称	国民健康保険 健康保険組合 共済組合 全国健康保険協会						
変 更 年 月 日		年 月 日							



ひとり親家庭医療費助成制度 申請事項消滅届

受付印

小平市長 殿

下記のとおり、受給資格が消滅したので届け出ます。

年 月 日

受 給 者	フリガナ		生 年 月 日	
	氏 名		印	年 月 日
	住 所	小平市		
		電 話 ()		
事 由	ア 婚姻（事実婚を含む） [新 姓 :] イ 受給者が他区市町村へ転出した [転出先住所 :] [電話 ()] ウ 児童が施設に入所した [施設名 :] カ 児童が死亡した キ 児童を扶養しなくなった ク 生活保護受給等の他医療制度を受給 ケ その他 []			
消滅年月日	年 月 日			

別記様式第11号(第21条関係)

ひとり親家庭医療費助成制度医療証交付現況届()年度)

受給者番号		受付年月日		年	月	日
氏名				性別	生年月日	年 月 日
現住所				今年1月1日時点の市内の居住		有・無
勤務先 [名称]				[電話] ()		
受給状況	生活保護	受給・非受給	児童扶養手当	受給・非受給	児童育成手当	受給・非受給
対象家族の状況	氏名	No.	続柄	性別	生年月日	同居別居の有無
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
障害がある時	氏名		種別		等級・度数	
			身障・愛の手帳・診断書		身障手帳・愛の手帳()級・度	
扶養及び配偶者	氏名	続柄	生年月日		就労状況等	
					就労中・非就労・年金受給中	
加入保険	保険の種類	1 国保 2 組合 3 協会 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期			記号	番号
	被保険者氏名				保険者番号(左づめ)	
	申請者との続柄	本人・その他()			保険者所在地	電話()
上記のとおり、現況届を提出します。 小平市長 殿				この届に記載した状況について、住民基本台帳、戸籍、課税台帳等を小平市長が確認することに同意します。		
				年 月 日		
				氏名 印		
[備考欄]						

別記様式第11号の2 (第21条関係)

㊦ 第三者行為による傷病届

対象者 (被害者)	負担者番号	8	1	1	3					加入保険者名		
	受給者番号									保険者番号		
	氏名	(年 月 日生)								被保険者氏名		
第三者 行為 (事故) の状況	発生日時									発生場所		
	原因及び 被害の状況											
第三者 (加害者)	住所											
	氏名									電話番号	()	
	交通事故の場合	自賠責保険	保険会社名								電話番号	()
			所在地									
	任意保険	保険会社名								電話番号	()	
所在地												

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

小平市長 殿

ひとり親等 { 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号 ()

㊦

別記様式第12号(第22条関係)

第 号
年 月 日

様

小平市長

印

ひとり親家庭医療費助成受給資格消滅通知書

次のとおり、ひとり親家庭医療費助成制度受給資格が消滅したので通知します。

記

氏 名	
住 所	
受 給 者 番 号	
資 格 消 滅	消 滅 年 月 日
	消 滅 理 由

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で小平市長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として(訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第13号（第23条関係）

㊦ ひとり親家庭医療費助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

小平市長 殿

対象者 { 郵便番号
住 所
氏 名 (年 月 日生) ㊦
電話番号 ()

小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第9条の2第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について小平市から助成を受けた額の限度において、私が加害者_____に対して有する下記損害賠償請求権を小平市に譲渡します。

記

譲渡する債権	債 権 額	金 円				
	事 故 発 生 日 時		事 故 発 生 場 所			
	原 因 及 び 被 害 の 状 況					
債務者(加害者)	住 所					
	氏 名		電 話 番 号	()		
	交通事故の場合	自賠責保険	保 険 会 社 名		電 話 番 号	()
			所 在 地			
	交通事故の場合	任意保険	保 険 会 社 名		電 話 番 号	()
			所 在 地			

別記様式第14号（第23条関係）

債権譲渡通知書

年 月 日

殿

譲渡人 住所

氏名

㊦

私が貴殿に対して有する下記の債権を譲渡したので通知
します。

記

1 債権額 金 円

2 債権発生の原因である事実

3 譲渡日 年 月 日

4 譲受人 小平市

東京都小平市小川町2丁目1, 333番地

備考

- 1 必ず郵便法（昭和22年法律第165号）第48条第1項の規定による内容の証明を受けてください。
- 2 1行26字以内、1枚20行以内で作成してください。

別記様式第1号（第14条関係）
別記様式第2号（第14条関係）
別記様式第2号の2（第14条、第21条関係）
別記様式第3号（第14条関係）
別記様式第4号（第14条関係）
別記様式第5号（第16条関係）
別記様式第6号（第16条関係）
別記様式第7号（第16条関係）
別記様式第8号（第19条関係）
別記様式第9号（第20条関係）
別記様式第10号（第21条関係）
別記様式第10号の2（第21条関係）
別記様式第10号の3（第21条関係）
別記様式第11号（第21条関係）
別記様式第11号の2（第21条関係）
別記様式第12号（第22条関係）
別記様式第13号（第23条関係）
別記様式第14号（第23条関係）